

◆揚水規制に係る法律

(表2)

法令	対象施設	対象地域	規制内容	設置前に行う手続き
工業用水法	「製造業」「電気供給業」「ガス供給業」及び「熱供給業」に用いる、揚水機の吐出口断面積が6平方センチメートルを超える井戸	墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区	①揚水機の吐出口断面積 ②ストレーナー位置	許可申請
ビル用水法(※)	「冷暖房用設備」「水洗便所」「洗車設備」及び「 <u>公衆浴場(浴室床面積150平方メートルを超えるもの)</u> 」に用いる揚水機の吐出口断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備(井戸)	23区	①揚水機の吐出口断面積 ②ストレーナー位置	許可申請
温泉法	温泉を湧出する目的で設置する施設(井戸)	墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区 上記の地域、山間部、山間部周辺地域及び島しょ部を除く	①動力装置の吐出口断面積：6平方センチメートル以下 ②揚湯量：50立方メートル/日以下 ①動力装置の吐出口断面積：21平方センチメートル以下 ②揚湯量：150立方メートル/日以下	「土地の掘削」及び「増堀・動力装置」の許可申請

※ビル用水法：建築物用地下水の採取の規制に関する法律

◆法律に基づく許可申請及び問合せ先。

{ 東京都環境局自然環境部水環境課地下水管理担当
 都庁第二本庁舎9階南側 電話03-5321-1111 内線42-623 }